

## 砕石及び砂利の出荷基準（案）に対する意見書

2012年（平成24年）3月8日

日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

- 1 対象地域を，福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場に限定すべきでない。
- 2 一般的な暫定基準値は「100Bq/kg」，屋外の公共工事に使用される製品の暫定基準値は「表面線量率が0.23  $\mu$ Sv/h以下」と規定されているが，これらを測定する測定器については，国が認定した規格に合致するものに限るべきである。
- 3 屋外の公共工事に使用される製品が出荷可能な場合を，「表面線量率が0.23  $\mu$ Sv/h以下」と規定し，一般の場合の暫定基準値である「100Bq/kg」を大幅に緩和する以上，当該製品の使用用途が限定される担保が確保されなければならない。

### 第2 意見の理由

- 1 砕石及び砂利の出荷基準（案）（以下，「本案」という。）は，一般的な暫定基準値を「100Bq/kg」としつつ，屋外の公共工事に使用される製品の暫定基準値については「表面線量率0.23  $\mu$ Sv/h以下」と規定する。

ところで，上記「0.23  $\mu$ Sv/h」は，環境省が定めた除染基準に着目した数値と思われるが，環境省が定めた除染基準は，あくまで地表1メートルで測定した空間線量である。したがって，空間線量率が0.23  $\mu$ Sv/hであれば，その地表の「表面線量率」が「0.23  $\mu$ Sv/h」を大幅に超えていることは明らかである。

そうである以上，空間線量率が0.2  $\mu$ Sv/h以上の地域において，本案が適用されると解すべきである。

そこで，空間線量率が0.2  $\mu$ Sv/h以上の地域に着目すると，文部科学省により昨年行われた航空機モニタリング測定結果によれば，広く関東も含まれることになる。したがって，本案の対象地域は，福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場に限定すべきでない。

- 2 本案は，暫定基準値を「100Bq/kg」ないし「0.23  $\mu$ Sv/h」と規定する。

ところが，測定器は高価であり，また市販の測定器は様々な精度を持つもの

が販売されており、業者がいかなる測定器を選ぶかによっては、暫定基準値が画餅に帰す。

したがって、測定器については、国が認定した規格に合致するものに限るとすべきである。

- 3 屋外の公共工事に使用される製品が出荷可能な場合について、一般の場合の暫定基準値である「100Bq/kg」を緩和するのであれば、その製品の使用用途が限定される担保が確保されなければならない。

さもなければ、公共工事に使用される製品として出荷されたものが、一般の場合にも利用されるなどして、暫定基準値を「100Bq/kg」と厳しく設定したことが無意味になりかねない。

以上

## 砕石及び砂利の出荷基準（案）

### 1. 対象製品

砕石及び砂利（真砂土及び砂を含む）を対象とする。

### 2. 対象地域

当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象とする。

### 3. 作業手順

対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。

- ・ストックヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
- ・平成 23 年 4 月以降に採取していない場所については表層を少なくとも 5cm 以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。

### 4. 暫定基準値

対象製品を製造し出荷する事業者は、当面の間、定期的に複数箇所の代表的な製品をサンプル測定し、放射性セシウム平均濃度（Cs134 及び Cs137 の合計値）が 100Bq/kg 以下であれば出荷可能とする。

ただし、対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品については、当面の間、定期的に複数箇所の代表的な製品をサンプル測定し、表面線量率が 0.23  $\mu$ Sv/h 以下であれば出荷可能とする。

なお、継続して基準値を下回る場合は、測定頻度を下げることができる。

### 5. 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じ基準の細則を定める。

## 砕石及び砂利の出荷基準案に対する意見公募要領

平成24年3月1日  
経済産業省製造産業局  
住宅産業課建材課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

福島県の一部建築物等において、周辺より有意に高い放射線量が測定されています。これは、建築物の基礎（コンクリート）等に、年間推定積算線量が100mSvを超える地域（浪江町）の採石場の砕石が材料として使用されたことが原因である可能性が高いと考えられています。

現在は、当該採石場は操業を停止していますが、当該採石場の砕石は東日本大震災以降、計画的避難区域に設定される前に出荷されていたものです。このため、当該採石場の砕石の流通経路と工事箇所の特定作業を行うとともに、住居等を優先しつつ、順次測定を行っているところです。

また、「砕石及び砂利の出荷基準に関する専門検討会」を開催し、学識経験者等の専門家の意見を聴きつつ、砕石及び砂利（砂も含む）の出荷基準案に関する検討を行っています。

専門検討会では、砕石や砂利はもともと自然界に存在する放射性物質を含んでいることや、1000Bq/kg レベルまでは放射性防護上の安全性について必ずしも問題となるものではないという意見がありました。一方で、今回の出荷基準案では、サンプリングでの測定であること、出荷の段階で必ずしも使用箇所が特定できないものもあること、風評被害を抑制すること等の視点から「放射性セシウム平均濃度で100Bq/kg」という暫定基準値を採用しました。

つきましては、この出荷基準案について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。怠慢のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

砕石及び砂利の出荷基準（案）

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口（経済産業省製造産業局住宅産業課建材課）での配布

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成24年3月1日（木）～平成24年3月10日（土）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に所定の事項を日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。

### (1) 電子メール

電子メールアドレス：jyutaku-ka@neti.go.jp

- ※ 電子メールの件名を「砕石及び砂利の出荷基準（案）に対する意見」としてください。
- ※ 意見提出用紙を添付してお送りください。

### (2) FAX

FAX番号：03-3501-6799

経済産業省製造産業局住宅産業課建材課 パブリックコメント担当 宛

### (3) 郵送

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局住宅産業課建材課 パブリックコメント担当 宛

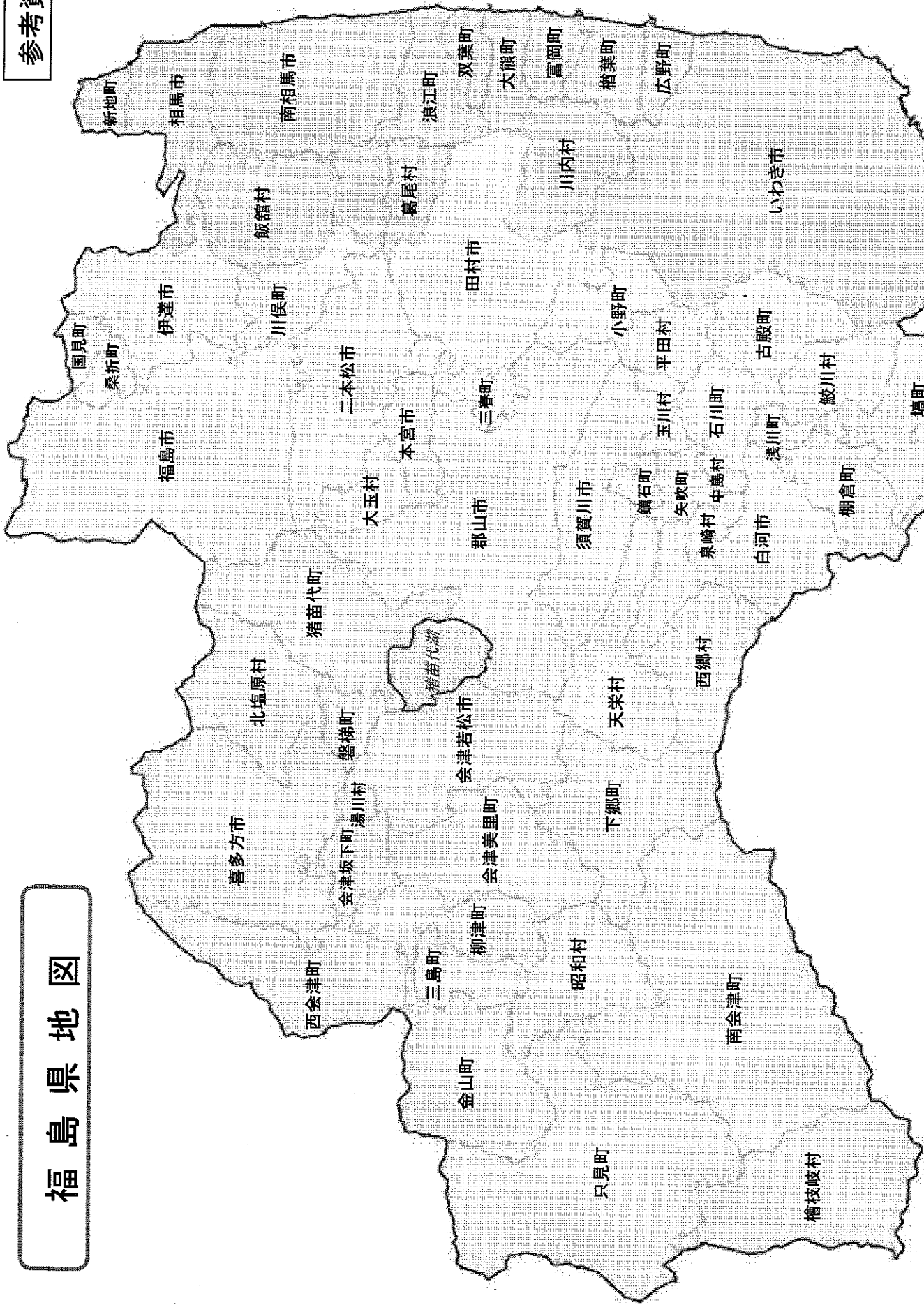
※ 郵送の場合、平成24年3月10日（土）までの消印は有効です。

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

- 皆様からいただいた御意見については、検討の際の参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御承知おきください。
- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を書するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

福島県地図



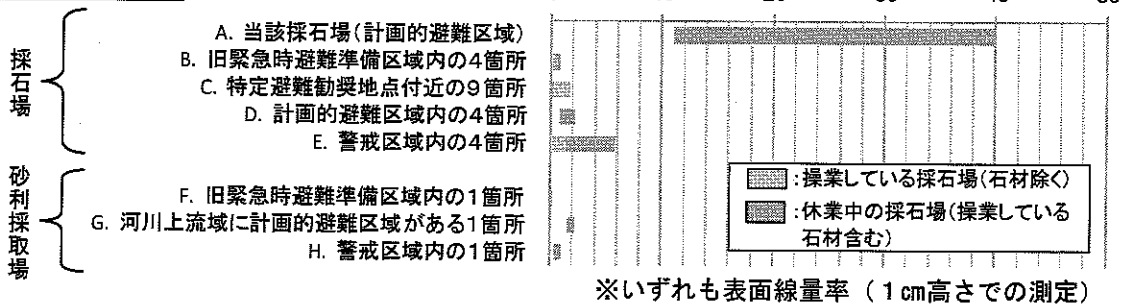
会津地方  
(17市町村)

中通り  
(29市町村)

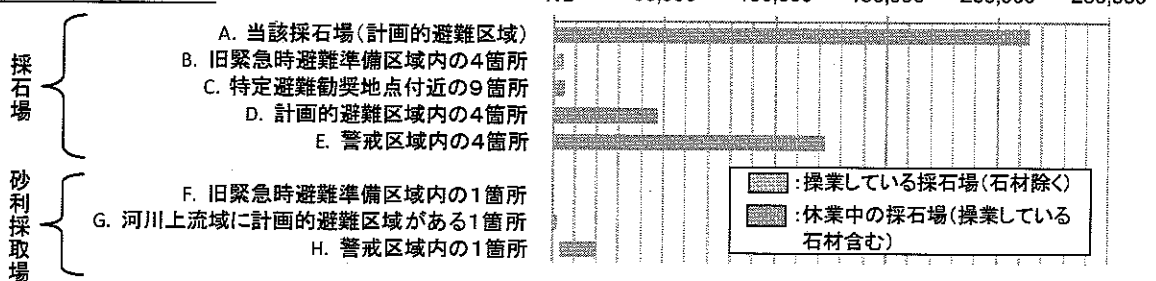
浜通り  
(13市町村)

## 計画的避難区域等の採石場及び砂利採取場の調査結果

### 放射線量ベース



### 放射能濃度ベース



(注)

- ・調査対象 28 箇所のうち、積雪の影響により、立入調査が出来なかった 2 箇所及び石の試験サンプルが採れなかった 1 箇所を除く 25 箇所の測定結果。
- ・それぞれ、採石場・砂利採取場又はストックヤードの測定値。
- ・操業中（石材除く）：Bのうち2箇所、Cのうち7箇所、Eのうち2箇所、F。
- ・操業中（石材除く）のうち100Bq/kg超：Bのうち2箇所、Cのうち1箇所、Eのうち1箇所

以上の結果から、

- 当該採石場（現在操業停止中）のみが放射線量が極端に高い、
- 計画的避難区域で操業中の1箇所は、石材（墓石等（屋内保管））である、
- 警戒区域で操業中の2箇所は、域外への出荷はない、

ため、現在出荷されている碎石等の放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

(注) 石材（墓石等）については、原石を屋内で切削・洗浄等しているため、仮に原石に放射性物質が付着していても除去されると考えられることや、原石の持ち出し時に県の放射線検査を受けていることから問題は生じないと考えられる。

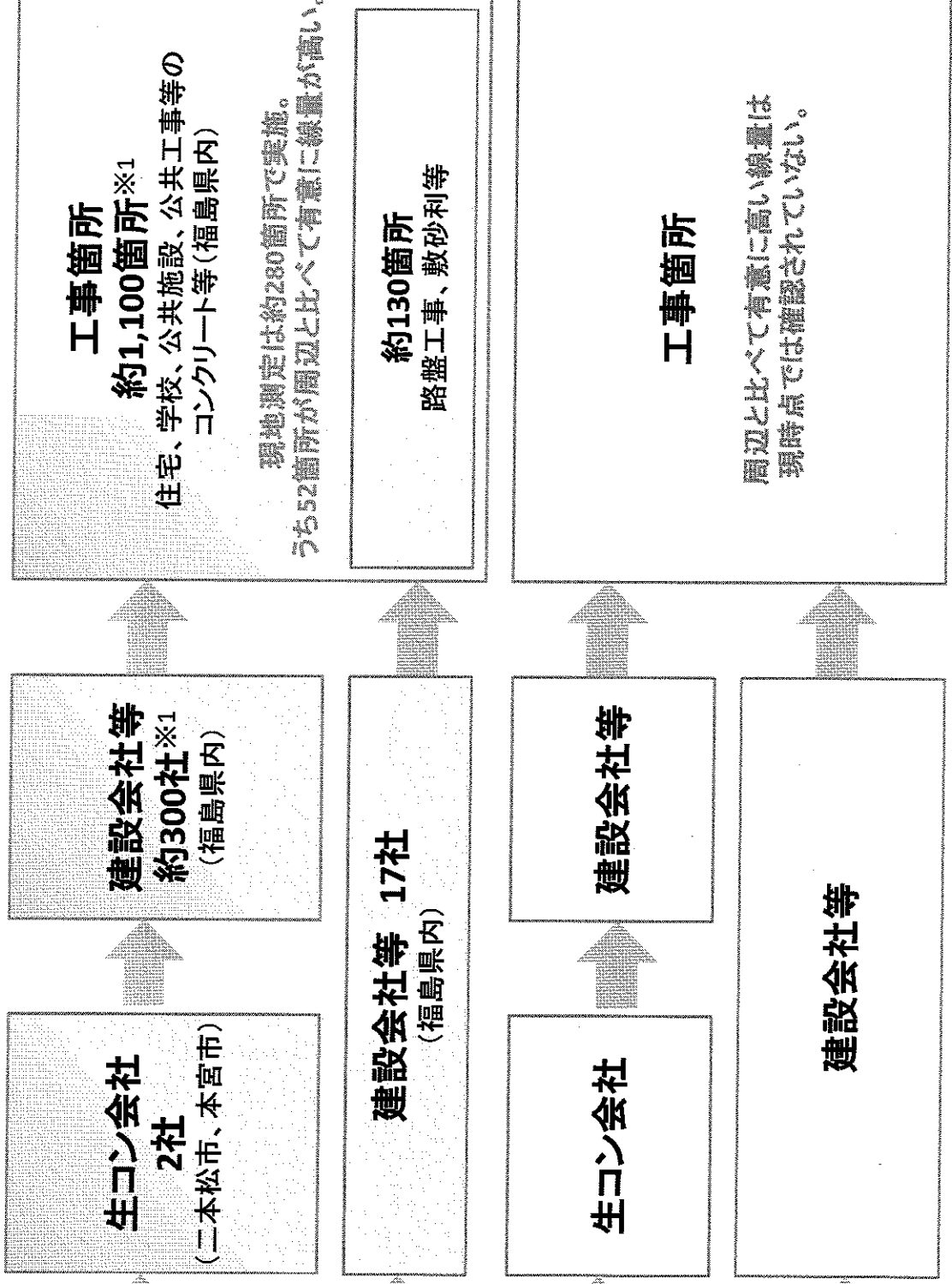
また、過去に出荷された碎石等についても、施工現場での測定調査が進んでいるが、当該採石場の碎石を使った施工現場以外では周辺と比べ高い放射線量は確認されていないため、当該採石場の碎石以外のものの放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

# 調査・測定の実進状況

**警戒区域内の  
採石場・砂利採取場  
5箇所**  
0.18～5.73μSv/h<sup>※3</sup>  
ND～122,400Bq/kg<sup>※3</sup>  
(域外への出荷はない)

**計画的避難区域の  
浪江町の採石場**  
11.0～40.0μSv/h<sup>※3</sup>  
237～214,200Bq/kg<sup>※3</sup>  
〔震災後の出荷期間〕  
3/14～4/22

**その他の  
採石場・砂利採取場  
20箇所<sup>※2</sup>**  
計画的避難区域  
0.81～3.06μSv/h<sup>※3</sup>  
113～47,100Bq/kg<sup>※3</sup>  
特定避難勧奨地点付近  
0.10～1.76μSv/h<sup>※3</sup>  
ND～5,170Bq/kg<sup>※3</sup>  
緊急時避難準備区域等  
0.08～0.97μSv/h<sup>※3</sup>  
ND～4,370Bq/kg<sup>※3</sup>



※1 数字は概数であり変動の可能性あり

※2 積雪で測定できなかった箇所を除く

※3 採石場又はストックヤードの放射線量・放射能濃度、NDは不検出